

# 地域生活定着支援センターの 役割と機能について

埼玉県地域生活定着支援センター  
センター長 金本 徳夫

## 刑務所が第2の福祉施設に・・・

### 『獄窓記』(2003年) 山本讓司氏の著書

◎「刑務所が障害者の受け皿になっている」

→塀の中の障害者の実態、福祉の課題が明るみになる。

◎累犯障害者の存在が世に知られることに。



# 「刑務所に戻りたかった」

## 下関駅放火事件

Xは74歳だった2006年1月7日未明、下関駅に放火して焼失させた。

被害額は5億円以上で、懲役10年の判決を受けた。判決は「軽度知的障害で、かつ高齢でありながら、刑務所を出所後、格別の支援を受けることもなかった。」と指摘した。

当時、Xは放火の前科が10件あり、22歳以降の40年以上を刑務所で過ごしていた。過去の裁判で6回も知的障害などを認められたが、一度も障害福祉サービスには繋がらなかった。

下関駅の事件は、Xが2005年12月30日に福岡刑務所を出所した8日後に発生。Xは事件までの間に、警察に保護されたり、福祉事務所に連れて行かれたりと、8つの公的機関に接触。生活保護を求めるなどしたが、公的支援は受けられなかった。

そして、下関駅で警察官に退去を求められた末に放火に至った。

犯行の動機は「**刑務所に戻りたかったから**」と述べた。

# 地域生活定着支援センターの設置へ

「刑務所に戻りたかった」という受刑者の言葉は、関係者に大きな波紋を投げかけた。

2006年より田島良昭氏を研究代表者とする、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が立ち上げられた。



2009年7月より「つなぐ」を担う「地域生活定着支援センター」の制度化と、「受け入れ」の体制充実のための「地域生活移行個別支援特別加算」の設立に至る。2012年3月、全都道府県に「地域生活定着支援センター」の設置が完了。



# 地域生活定着支援センターとは

矯正施設（刑務所・少年院）出所者や被疑者・被告人の中には、「障害」や「高齢」などの理由により、福祉的な支援を必要とする方がいます。

そのような方々が直ちに福祉につながるように、各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、検察庁、地方公共団体、福祉関係者、医療機関、弁護士、保護司等と連携して、社会復帰や地域社会への定着を支援します。

# 地域生活定着支援センターの業務

## ◎コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、退所後の受け入れ施設等のあっせんや福祉サービス等に関する申請支援等を行います。

## ◎フォローアップ業務

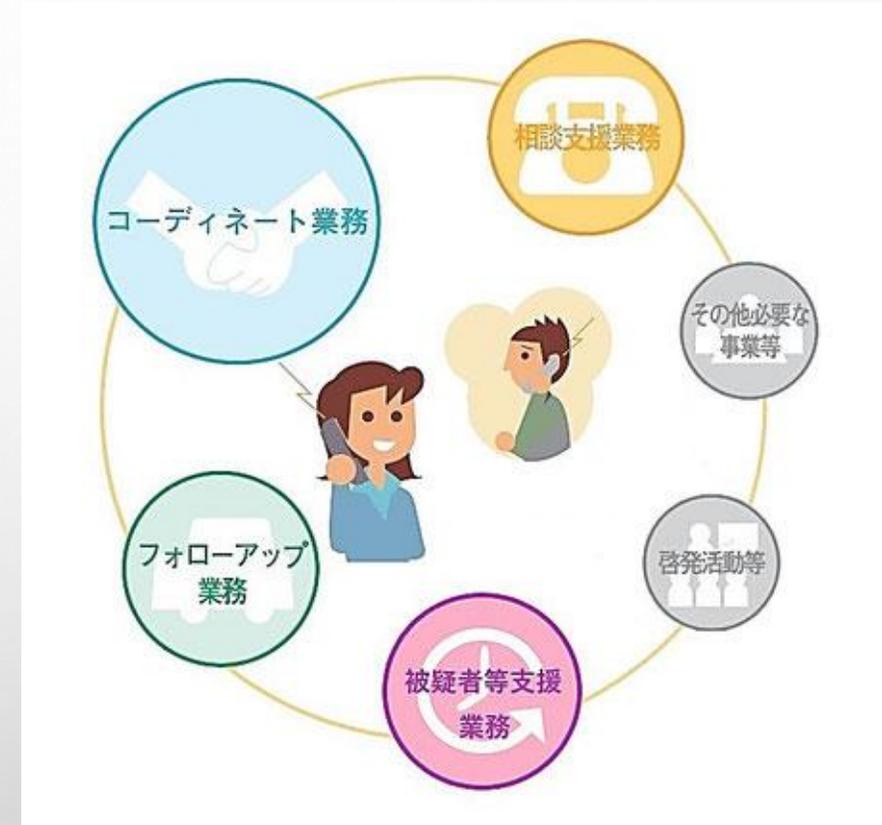
コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所後、対象者を支援している福祉サービス事業所等に対して必要な助言等を行います。

## ◎被疑者等支援業務(コーディネート・フォローアップ業務)

保護観察所からの依頼に基づき、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、勾留中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、釈放後の受け入れ施設等の調整や福祉サービス等に関する手続の支援等を行います。

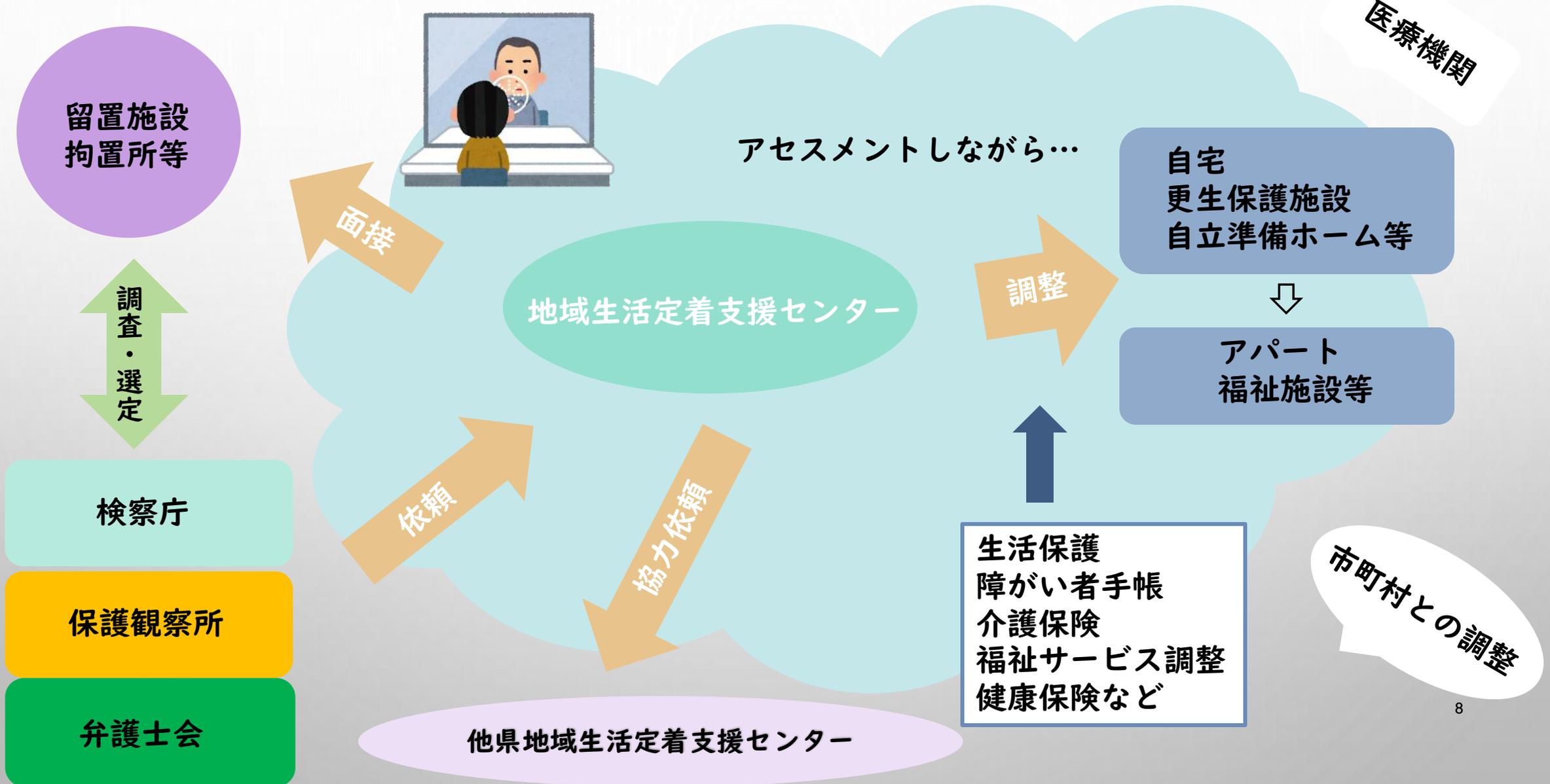
## ◎相談支援業務

矯正施設から退所した方の福祉サービスの利用や生活に関して、対象者またはその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。





# 被疑者等支援業務（イメージ）



## コーディネート業務（特別調整・被疑者等支援）

- ★ 本人との事前面接（刑務所内で実施、被疑者等支援では勾留中の警察署等で実施）  
（支援の意向確認、暮らしかたの希望や課題等のアセスメント）
- ★ 援護地（自治体）への事前相談（援護地の確定、各種手続の申請相談）  
生活保護・障害福祉サービス・介護保険サービス
- ★ 住民票の確認、住所地の確定（職権消除の場合の復活方法を検討）
- ★ 経済状況の把握（年金や所持金の有無、生活保護の必要性、家族・親族の協力の有無）
- ★ 帰住先（アパート・施設）及び福祉サービス利用の検討（障害・介護サービス）
- ★ 相談機関（基幹・包括・計画）、受入事業所（障害・介護サービス）との事前調整  
受け入れに当たり相談機関や受入事業所と本人との面接の機会の設定



## フォローアップ業務（特別調整・被疑者等支援）

- ★ 出所・釈放時の支援（出迎え、受入先への同行）
- ★ 手続等の支援（生活保護申請、買物同行、施設利用契約支援、通帳作成等）
- ★ 行政機関・相談支援機関の面談時の同席、通院同行等の支援
- ★ 関係機関との情報共有、施設訪問と本人面談
- ★ 支援会議の開催や出席、緊急対応など関係機関へのバックアップ支援

期限が明確に決まっているわけではないので、フォローアップの件数が増えていくのが課題です





# 被疑者等支援 事例報告

## Aさん(70代男性)

**罪 名**：詐欺（ソフトクリームの無銭飲食）、不起訴処分で釈放

**経 緯**：保護観察所の協力依頼を受け、勾留中の警察署内で面接に同行

定着支援の説明と福祉支援に対する本人の意思確認、個人情報提供の同意

**本人状況**：会話レベルは高く、過去の出来事を鮮明に記憶

後にアルコール性認知症の診断を受けていることが判明（要介護4）

1年ほど前からホームレス生活となっていた（行政機関への相談履歴あり）。

高齢者施設を明確に拒否、自立準備ホーム（更生緊急保護）を利用することになる。

「仕事がある。関係者に会いに行く」といって、都内方面を目指して連日の徘徊が見られる。その後に警察署・役所・消防署から本人引き取りの連絡がある。

また、この間に医療機関にも搬送されている。

### <当面の支援課題>

釈放後の住居の確保 ・ 生活費の確保 ・ 認知症状を疑わせる行動（徘徊）への対応  
本人の意思の尊重と安全確保の両立

## Bさん(40代女性)

罪 名： 銃刀法違反、不起訴処分で釈放

障害状況： うつ病（精神3級）、軽度知的障害あり

生活歴： 両親や親族との関わりなし、パート・アルバイトで仕事をつなぐ。

C市内のアパートにて、R5まで生活保護を受けながら生活

その後に相続でまとまったお金が入ったことから、生活保護が支給停止となる。

2年後に相続したお金が尽きたため家賃が払えなくなり、アパートを解約して退去

アパート退去後は漫画喫茶やホテルを転々とする生活を送る。

以前にやり取りをしたC市生保担当者の対応が不親切であったため、

再びC市役所を訪れることが出来ず、誰かに支えてもらって暮らしたいと考え、

包丁を持って自ら交番に出頭する。

### <当面の支援課題>

釈放後の住居の確保 ・ 生活費の確保 ・ 障害福祉サービスの利用支援

## 被疑者等支援業務(入口支援)における課題感

- 限られた調整時間 (本人状況の把握・制度に繋ぐ支援・本人との関係づくり)
- 支援者からみた「支援の見立て」と「本人の困り度」のずれ
- 「元気な高齢者」問題 と 「軽度障害者」への対応 (福祉サービスに乗りにくい)
- 「意思決定(自己決定)支援」と「危機管理支援」のジレンマ
- 援護の実施機関(生活保護・障害福祉サービス)の決定



ご清聴ありがとうございました。